燃やせないごみ

ごみの種類具体例

陶磁器、ガラス製品

ガラスくず

透明袋にオレンジ色の印字

■ごみ処理手数料

1袋100円(45リットル程度)

注意 指定袋以外の袋に100円の処理券を貼っても収集できません。ご注意ください。
1袋につき10kg程度まで。

文具、おもちゃ

なべ、やかんなど

トースター、ラジオ、炊飯器など

包丁、ガラスくずなどの危険な物

紙に包むなど安全な工夫をして「キケン」または「危険」などと書く。

「燃やせないごみ」(戸別収集)は破砕処理をしています。小型家電などの電池類は、取りはずせる物は取りはずし、取りはずせない物(30cm角未満)は**「有害ごみ」(戸別収集)で出してください。電池類などが混入していると火災の原因となり大変危険です。**
小型家電などの電池類は、正しく分別して出すようにしてください。

傘など細長い物

袋からはみ出る場合、袋の持ち手の長さまで。
持ち手を超えてはみ出す物は「粗大ごみ」です。

- 袋の口はしっかり結んでください。
- おもちゃなどの電池類は取りはずしてください。
- スプレー缶は、「有害ごみ」で出してください。
- パソコンの回収は小型家電回収ボックスなどをご利用ください(詳細は3、4ページをご覧ください)。
- ファスナーなどの金属が付いた衣類や布製・革製かばんは「燃やせるごみ」です。

下記の物は、小型家電回収ボックス(詳細は3ページ)でも回収可能です。(電池類ははずしてください)

- カーステレオ
- 懐中電灯
- CDプレーヤ
- ゲーム機(据置型・携帯型)
- デジタルカメラ
- 電気かみそり
- 電子血圧計
- 電子体温計
- 電子書籍端末
- 電子辞書
- 電卓
- 電動歯ブラシ
- 電話機
- ビデオカメラ
- ファクシミリ
- ヘアドライヤー
- ヘッドホン
- 補聴器
- ラジオ　など

⚠ 市では収集できないごみは入れないでください(詳細は22ページ)。⚠

消火器

破裂事故の危険がありますので、リサイクルシステム取り扱い窓口に引き渡してください。

パソコン

リサイクル制度があるため、小型家電回収ボックスなどをご利用ください(詳細は3、4ページをご覧ください)。

テレビ

(詳細は21ページ)

除湿器、冷風機、空気清浄機

フロンガスを使用している製品か必ず確認してください。(詳細は17ページ)。

有害ごみ

ごみの種類具体例

水銀使用廃製品(㋐)

蛍光管 、
水銀体温計・温度計・血圧計

■ごみ処理手数料

1袋につき100円の処理券1枚

45リットル以内の透明または半透明の袋
(指定のごみ袋はありません)

水銀使用廃製品以外(㋑)

乾電池、ライター、小型充電式電池、モバイルバッテリー、電池類を取りはずせない小型家電(30cm角未満の物のみ)、コイン電池(型式記号BR・CRのみ)、廃エアゾール製品等(各種スプレー缶・カセットボンベなど)、加熱式タバコ、電子タバコ、珪藻土マット・コースター

膨張・変形した充電式電池等は有害ごみで出せません。5ページをご確認ください。

モバイル バッテリー　乾電池　ライター　コイン電池　電気 シェーバー　廃エアゾール 製品等

■ごみの種類及び袋への入れ方

水銀使用廃製品(㋐)と水銀使用廃製品以外(㋑)はそれぞれ別の袋に入れてください。
㋐のみ、または㋑のみしかない場合でも1袋につき100円の処理券が必要です。
ただし、㋐と㋑の組み合わせで2袋出す場合は、合計10kg程度までは100円(処理券を2袋にまたぐように貼付)で出せます。

㋐水銀使用廃製品
- 蛍光管(①)
- 割れた蛍光管(②)
- 水銀体温計・温度計・血圧計(③)
- 割れた水銀体温計・温度計・血圧計(④)

のうち、②～④はそれぞれ中身が見える袋に入れた上、①とともに一つの袋(㋐)にまとめてください。

㋑水銀使用廃製品以外
- 珪藻土マット、珪藻土コースターなど(⑤)
- 乾電池、ライター、小型充電式電池など(⑥)

⑤のみを中身が見える袋に二重に入れた上、⑥とともに一つの袋(㋑)にまとめてください。

※珪藻土マット・コースターなどを排出する場合、紙で包まず、中身が見える袋に入れ、口を縛るなど封をしてください。
その上で、再度、袋に入れて(二重袋)、口を縛るなど封をしてください。他の水銀使用廃製品以外と合わせて排出する場合は、二重袋にした珪藻土マットなどを、他の水銀使用廃製品以外とともに一つの袋にまとめてください。

- 袋の口はしっかり結んでください。長い蛍光管は、袋からはみ出してもよいですが、紙に包むなど割れないようにしてください。
- 白熱灯・LED電球・点灯管は「燃やせないごみ」(戸別収集)です。
- 電子体温計、アルコール温度計、電子血圧計は「燃やせないごみ」(戸別収集)です。
- コイン電池や小型充電式電池は、火災を防ぐために端子部をビニールテープ等で覆ってください。
- 型式記号BR・CR以外のコイン電池やボタン電池は、販売店にご相談ください。
- スプレー缶等は、中身を使い切り、穴をあけずに出してください。中身を使い切るためにスプレーを噴射する場合は、火の気のない、風通しの良い場所で行ってください。

次ページへ続く

ポイント

1. 回収対象となる小型充電式電池にはどんな物がある?

右記のマークがある物です。
これら以外の小型充電式電池は収集できません。販売店などにご相談ください。

なお、電池類を取りはずせない30cm角未満の小型家電も回収対象です。
使用機器例:充電式シェーバー　電子タバコ　電動歯ブラシ
ビデオカメラ

※電池類の取りはずせない30cm角以上の家電は粗大ごみとして出してください。

ニカド電池　ニッケル水素電池　リチウムイオン電池

電池類の無料回収はP5へ

2. コイン電池や小型充電式電池の端子部の覆い方は?

絶縁のため、端子部をビニールテープ等で剥がれないように覆ってください。

絶縁の例

3. スプレー缶は、穴をあけたり、つぶしたりしたら、「びん・缶」の指定袋に入れていいの?

穴をあけても、つぶしても「びん・缶」の黄色指定ごみ袋では出せません。
また、「燃やせないごみ用指定ごみ袋」でも出さないでください。
必ず有害ごみで出してください。

4. スプレー缶の中身が残っているけど、そのまま出して大丈夫?

中身が残っている場合は、収集できません。必ず中身を使い切ってください。
間違った出し方をすると、ごみ収集車やごみ処理施設での火災発生につながるおそれがあります。

本体が錆びたり、噴射口が壊れたりしてガス抜き自体ができない、中身を出し切れない場合は、各メーカーにお問い合わせください。
ガス抜き自体はできるが、中身が多すぎて使い切れない場合などは、下記にお問い合わせください。

●カセットボンベの場合
TEL 0120-14-9996(カセットボンベお客様センター)　FAX 03-6811-7351
●各種スプレー缶の場合
TEL 03-5207-9850(一般社団法人　日本エアゾール協会)　FAX 03-3256-3315

有害ごみ

粗大ごみ

■ごみ処理手数料

手数料は18～20ページをご確認ください。

申し込みの際に確認した金額の処理券を一品ごとに貼る。
※処理券の種類：100円・300円・500円（組み合わせて使用）
※処理券は、市内のスーパーやコンビニなどで販売しています。
粗大ごみを出す場合は、申し込みの後に「処理券」を購入するようにしてください。

ごみの種類具体例

家具・寝具・建具類、板状の物、板状の物を丸めた物、立体形状の物　など

⚠ 戸別収集した「粗大ごみ」は、処理施設で破砕（細かく砕く作業）をしています。**電池類が混入していると、破砕時に発火し、収集車や施設の火災につながるため大変危険です。**
小型家電などの電池類は可能な限り取りはずし、「有害ごみ」として出してください。電池が取りはずせない製品については、大きさが30cm角未満であれば「有害ごみ」、30cm角以上であれば「粗大ごみ」として出してください。
安全なごみ処理のため、電池類の正しい分別にご協力をお願いいたします。

注意！　フロンガスが使用されていないか必ず確認してください

●フロンガス使用製品の例
除湿機、冷風機、空気清浄機などの多くはフロンガスが使用されています。
フロンガスが抜かれた場合であっても市では収集できません。

●フロンガス使用有無の見分け方
フロンガスを使用した製品の側面や背面の銘板や取扱説明書の仕様書などにCFC、HCFC、HFC、R12、R134aなどの記載があります。（製造年によって記載のない物もあります）

●フロンガス使用製品の処分方法
1. 製造メーカーや販売店での下取りや有料回収サービスなどを利用する。
2. 県に登録された業者に処分を依頼する。
3. 県に登録された第一種フロン類充填業者に依頼してフロンガスを抜いた後、フロンガス回収済の証明書類を添えて、市処理施設に直接搬入する。

●指定ごみ袋（45リットル程度）に入らない物及び10kgを超える物（重さが明確な物については10kg以上の物）が対象です（排出方法、手数料などは18、19、20ページをご覧ください）。
●概ね50kg以上の物は市では収集できません。市が許可している一般廃棄物収集・運搬許可業者へ処理を依頼するか、市の処理施設へ持ち込んでください（23～25ページをご覧ください）。

サイズや重さで定める粗大ごみの手数料の求め方

ポイント

- ごみを出す時の形でサイズを測ってください（収集する時にサイズを確認します）。
  ※必ずサイズを測った後に申し込みをしてください。
- 10kg程度で、燃やせないごみ用指定ごみ袋に入る大きさの物は、「燃やせないごみ」です。
  1つあたりの重さが明確で、かつ10kg以上の物は、「粗大ごみ」です。
- **概ね50kg以上の物は市では収集できないごみです。**
- 戸別収集するごみは、公道に接する出入口付近（集合住宅は1階出入口付近または住宅管理者指定の排出場所）まで持ち出してください。排出できない場合は、市では収集できません。なお、市では、家の中から持ち出す作業はできません。

■ 3辺（幅・高さ・奥行）の和を測る物
（ごみがぴったりと納まる箱のサイズ）

- たんす・棚・箱・ロッカー・台類
- 楽器や健康器具など立体形状の物
- 解体して排出する物

※解体した物は、まとめてひもで縛った時のサイズを測ります。

※ベビーカーなどを折りたたんで出す時は、折りたたんだ時のサイズを測ります。

■ 縦と横を測る物

- 学習机・事務机
- テーブル類
- 板状の物（幅15cm以上で厚みが5cm未満の物）

※板状の物のうち厚さ5cm以上の物は、立体形状の物です。

■ 重さが明確な物

- 重さが商品に明記されている物

※バーベル、ダンベルなど。

■ 座面の幅を測る物

- イス類

※肘掛けを含んで測ります。

■ 座面の幅と奥行きを測る物

- ソファー

※肘掛けを含んで測ります。

■ 直径を測る物

- 物干し竿など束ねた物
- 風呂のふたなど丸めて出す板状の物

※ほどけないようにひもで縛る。
※10kg以内、長さ3.5m以内であれば、まとめることができます。
※一束の直径は25cm未満にしてください。
※束ねられるのは一本の幅15cm未満の物です。

指定袋などに印刷している目盛のご利用を

指定袋の一部（燃やせるごみ用〈大〉〈中〉、燃やせないごみ用）に目盛（1目盛5cm）が付いていますので、サイズを測る際に、ご利用ください。

粗大ごみ等処理手数料

区分	分類		品目・規格	単位	処理手数料
粗大ごみ	特殊な処理を行う物等	バッテリー	バッテリー(小型充電式電池を除く)	個	1,000円
		ホイール	ホイール(自動車、自動二輪車、原動機付自転車に使用する物)	本	300円
		マッサージチェア	マッサージチェア	台	1,000円
		電動リクライニングチェア	電動リクライニングチェア	台	700円
		金庫	金庫(手提げ金庫を除く)	台	1,000円
		重さが明確な物	10kg以上20kg未満の物	個	300円
			20kg以上30kg未満の物	個	500円
			30kg以上40kg未満の物	個	700円
			40kg以上50kg未満の物	個	1,000円
	家具類	たんす・棚・箱・ロッカー・台類	3辺の和が150cm未満の物(樹脂製の物に限る)	台	200円
			3辺の和が200cm未満の物(上記の物を除く)	台	300円
			3辺の和が200cm以上300cm未満の物	台	500円
			3辺の和が300cm以上400cm未満の物	台	700円
			3辺の和が400cm以上の物	台	1,000円
		学習・事務用机	天板の縦横2辺の和が200cm未満の物	台	500円
			天板の縦横2辺の和が200cm以上の物	台	700円
		テーブル類	天板の縦横2辺の和が150cm未満の物	台	300円
			天板の縦横2辺の和が150cm以上250cm未満の物	台	500円
			天板の縦横2辺の和が250cm以上の物	台	700円
		イス類(ソファーを除く)	パイプ椅子(折り畳み式の物または背もたれのない物)	脚	200円
			座面(肘掛けを含む)の幅が100cm未満の物	脚	300円
			座面(肘掛けを含む)の幅が100cm以上150cm未満の物	脚	500円
			座面(肘掛けを含む)の幅が150cm以上の物	脚	700円
		ソファー	座面(肘掛けを含む)の縦横2辺の和が150cm未満の物	脚	500円
			座面(肘掛けを含む)の縦横2辺の和が150cm以上200cm未満の物	脚	700円
			座面(肘掛けを含む)の縦横2辺の和が200cm以上の物	脚	1,000円
		ベッド(ベッドフレーム)	ベビー	台	100円
			シングル・セミダブル	台	500円
			ダブル・ワイドダブル	台	700円
			クイーン以上	台	1,000円
		ソファーベッド	座面のマットレス部分の厚みが20cm未満の物	台	500円
			座面のマットレス部分の厚みが20cm以上の物	台	1,000円
	寝具・カーペット類	布団・マットレス	布団・マットレス(厚みが10cm未満の物)	枚	200円
			マットレス(厚みが10cm以上20cm未満の物)	枚	300円
			マットレス(厚みが20cm以上の物)	枚	500円

次ページへ続く

区分	分類		品目・規格	単位	処理手数料
粗大ごみ	寝具・カーペット類	スプリングマットレス（脚付きの物を含む）	シングル・セミダブル（マットレス部分の厚みが20cm未満の物）	枚	500円
			ダブル・ワイドダブル（マットレス部分の厚みが20cm未満の物）	枚	700円
			クイーン以上（マットレス部分の厚みが20cm未満の物）	枚	1,000円
			マットレス部分の厚みが20cm以上の物	枚	1,000円
		絨毯・カーペット類（ウッドカーペット・ホットカーペットを含む）	6畳までの物	枚	300円
			6畳を超え12畳までの物	枚	500円
			12畳を超える物	枚	700円
	建具・畳類	網戸・障子・ふすま	網戸・障子・ふすま	枚	200円
		畳類	半畳（厚みが4cm未満の物）	枚	200円
			1畳（厚みが4cm未満の物）	枚	300円
			半畳（厚みが4cm以上の物）	枚	300円
			1畳（厚みが4cm以上の物）	枚	500円
	自転車・輸送器具	自転車類	自転車（24インチ未満の物）	台	100円
			自転車（24インチ以上27インチ未満の物）	台	300円
			自転車（27インチ以上の物）	台	500円
			電動自転車（バッテリーを取り外した物）	台	500円
		輸送器具	一輪車（荷物運搬用）	台	300円
			リヤカー	台	500円
	子育て支援	子育て用品	児童用おもちゃ（電動でない物）（3辺の和が200cm未満の物）	個	100円
			一輪車（遊戯用）	台	100円
			三輪車（子ども用）	台	100円
			キックボード（電動でない物）	台	100円
			チャイルドシート・ジュニアシート	台	100円
			子育て用椅子類（ベビーチェア、バウンサー、ベビーラックなど）	台	100円
			ベビーカー	台	100円
	上記の分類に該当しない物、又は分解して排出する物	幅15cm未満の物を束ねた物、又は板状の物を丸めた物（10kg以内・3.5m以内の物）	直径15cm未満の物	束	200円
			直径15cm以上25cm未満の物	束	300円
		板状の物（幅が15cm以上で厚みが5cm未満の物）	縦横2辺の和が200cm未満の物	枚	200円
			縦横2辺の和が200cm以上300cm未満の物	枚	300円
			縦横2辺の和が300cm以上の物	枚	500円
		立体形状（複数の品物を一つにまとめることはできません）	3辺の和が200cm未満の物	個	300円
			3辺の和が200cm以上300cm未満の物	個	500円
			3辺の和が300cm以上400cm未満の物	個	700円
			3辺の和が400cm以上の物	個	1,000円
燃やせないごみ	1袋につき10kg程度まで				※100円
有害ごみ	1袋（45ℓ以下）につき10kg程度まで				100円

※燃やせないごみの処理手数料は指定ごみ袋（1袋100円）に含まれています。